

営農活動支援交付金に係る実施方針

島根県農地・水・環境保全協議会

1 地域協議会の本対策の実施に関する基本的考え方

本地域協議会では、「島根県環境保全型農業推進基本方針」に基づき、宍道湖・中海の水質保全をはじめとした地域の環境保全に貢献するため、地域の畜産由来のたい肥等の有機物資源を利用した「土づくり」を基本とし、化学肥料や化学合成農薬の使用を大幅に低減することにより、農業生産に伴う環境負荷の大幅低減を図るとともに、環境にやさしい農産物の生産による消費者のニーズに応えた新たな地域農業の振興を図る。

2 効果的な対策実施に関する事項

本地域協議会では、島根県農業技術センター等の協力を得て、化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減する技術体系の整理・情報提供など技術的支援を行うほか、各支援地区の取組の推進、手続き等を支援する。

3 その他の必要な事項

本地域協議会では、地域の取組状況の点検を行うものとする。

本地域協議会では、米の生産調整推進施策との整合を図るため、支援の要件として生産調整に協力しない生産者による水稻の先進的取組については、先進的営農支援交付金の支援対象面積から除外することとする。

生産調整を実施していないため支援の対象となりえない農業者については、まとまりの判定上、市町村の判断により区域内対象農家数に算入しないことができるものとする。